

命 令 書

申立人 愛知県自動車交通労働組合

被申立人 豆タクシー株式会社

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人豆タクシー株式会社（以下「会社」という。）は肩書地に本社を置き、岐阜市内の3カ所（金津、長良、鏡島）に営業所を有する一般乗用車旅客運送事業等を目的とする資本金5,000万円、本件結審時の従業員は188名（うち乗務員135名）、タクシー車両119台を有する会社である。

(2) 申立人愛知県自動車交通労働組合（以下「愛自交」という。）は、愛知県下及び隣接地域（県）の旅客運送事業に従事する労働者を主体として組織する個人加入の労働組合で、傘下分会は15、組合員は本件結審時約600名である。

なお、会社には、愛自交の下部組織として愛自交豆タクシー分会（以下「分会」という。）があり、昭和58年12月3日乗務員20数名で結成され、一時約45名であったが、本件申立時9名、結審時8名である。

(3) 会社には、分会のほか、

(イ) 昭和59年3月5日結成され、組合員約75名を有する豆タクシー乗務員新労働組合（以下「新労組」という。）と、

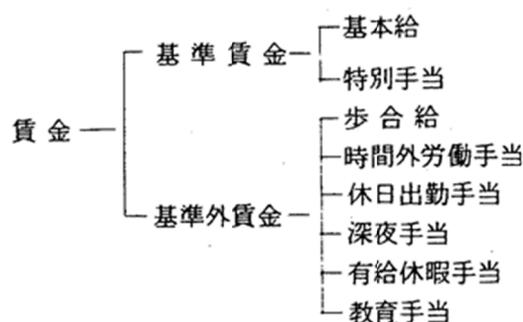
(ロ) 昭和60年3月18日、上記分会から脱退した乗務員で結成された豆タクシー労働組合（以下「豆タク労組」という。現在組合員約40名。）がある。

(ハ) なお、未組織乗務員約20名がいる。

2 乗務員の賃金体系及び賞与

(1) 賃金体系

乗務員の賃金体系は、次のとおりである。



基本給は、原則として月給とし、業務上並びに医師の診断証明による傷病以外の理由により、1カ月3日以上欠勤した場合には、日割計算によって基本給からその日数分が差し引かれる。現行の基本給の額は、80,000である。

(2) 賞与の原資

乗務員の賞与は、各自次の項目により差引計算した差益を原資として支給する。

即ち、次の①運輸収入から、②給料、③経営負担金、④減価償却費、⑤稼動経営費及び⑥会社の利益（②以下を「控除項目」という。）を差し引いたものとする。

① 運輸収入

② 給料

基本給その他諸手当等

③ 経営負担金

会社経営上必要な経費で、固定経営費、歩合経営費、社会保険料会社負担分、事故渉外負担金、メーター器リース料等

④ 減価償却費

⑤ 稼動経営費

⑥ 会社の利益

(3) 賞与の特徴

上記(2)の計算方法により算出される差益は、乗務員ごとに毎月計算され、毎月給料日に「給料明細書」とともに乗務員に交付される「収支計算明細書」の「今月運転利益金」欄に記載されて知らされる。この毎月の差益は、累計され、4カ月ごとの賞与支給月における累計額が賞与として支払われる。

控除項目よりも①運輸収入の方が多く場合は、差益は黒字となり、賞与支給月における累計額が黒字となった場合は、当該黒字相当額が賞与として支給される。これを利益配分方式と称している。しかし、出勤日数が少ないなどのために①運輸収入が少ないような場合は控除項目を差し引くと、差益はマイナス（赤字）となることがある。賞与支給月における累計が赤字となった場合は、賞与は支給されない。

賞与支給月における累計が赤字となった場合、従前乗務員はすべて赤字相当額を会社共済会から借り入れ、これを会社に支払っていたが、分会は、昭和59年12月1日の団体交渉において、次期支払分（昭和60年4月）からは差益に赤字が生じた場合は、当該赤字は翌期に繰り越す取決めができ、分会員は、赤字分を会社共済会から借入れまでして会社に支払う必要はなくなった。しかし、会社との関係が終わるとき（例えば退職時な

ど)において、赤字がある場合には、当該乗務員及びその保証人が連帯してこれを弁済しなければならないと約定されている。

(4) 賞与支給時期

会社は、乗務員就業規則（以下「就業規則」という。）によりすべての乗務員に対し毎年3月（第1回）、7月（第2回）及び11月（第3回）を賞与支給月と規定し、各月の15日を賞与支給日とし、これら支給日の賞与原資算出のための運輸収入対象月は、第1回目は前年11月、12月、当年1月、2月、第2回目は、当年3月、4月、5月、6月、第3回目は当年7月、8月、9月、10月としていた。

3 愛自交加入（分会結成）の経過と労使関係

(1) 従来会社従業員のうち乗務員全員が加入していた豆タクシー乗務員労働組合（以下「旧豆タク労組」という。）の組合員の中には、会社の採る利益配分方式の賃金制に不満を持ち、その賃金体系の変更を望む者があった。

昭和58年9月頃、会社は、旧豆タク労組に対し、渉外会計事故負担金（以下事故負担金」という。）の増額改訂を要求した。これに対する同組合の会社に対する交渉について組合員の不満が表面化し、同組合の書記長であったA1ら数名が中心となって、同組合の解散工作が進められ、同組合は、昭和58年12月2日臨時大会を開き、同大会において組合規約に則り解散し、翌12月3日20数名が愛自交に加入し、分会を結成した。

旧豆タク労組の解散に伴い、同年12月下旬頃同組合の執行部において残務整理を行い同組合財産は組合員各自に分配し残務を結了した。

(2) 昭和58年12月3日分会結成と同時に愛自交は、会社に対し分会結成を通知し、同年12月9日事故負担金の値上げをやめること等7項目の要求事項を記載した同月8日付けの文書を提出するとともに、これら要求項目を議題とする団体交渉の申入れをした。

これに対して、会社代表取締役B1（以下「B1社長」という。）は、「旧豆タク労組は会社とユニオン・ショップ協定を締結しており、勝手に旧豆タク労組を脱退し組合の解散を唱えても、その解散は、手続上規約違反があり、分会は正規の組合と認められない。」と回答し、団体交渉に応じなかった。

(3) このため昭和58年12月19日愛自交は、会社を相手方として当委員会へ団体交渉応諾のあっせん申請をした（岐労委昭和58年（調整）第7号事件）。

同年12月24日があっせん期日として指定されたが、会社は出席せず、あっせんは打ち切りとなった。

同月26日会社は、「旧豆タク労組の解散は認められないので、分会を交渉団体とは認められない。」旨を社内掲示文書（社告）で発表した。

(4) そこで昭和58年12月27日愛自交は、会社を相手方として、当委員会に対し、団体交渉拒否を理由として不当労働行為救済申立てをした（岐労委昭和58年（不）第2号事件）。この事件は、昭和59年1月24日当委員会の下に、会社と愛自交との間において、会社は事故負担金の値上げについての項目以下13項目を議題とする団体交渉に応ずる旨の和解が成立した。

(5) 上記和解により、昭和59年1月27日を第1回として、同年2月13日、同年3月5日と3回にわたって団体交渉が行われたが、組合費の賃金一部控除が認められただけで、組合が重要課題としていた賃金問題は検討事項として持ち越された。

(6) なお上記和解成立前より、B 1 社長の指導の下に乗務員中B 2、B 3、B 4、B 5、B 6 等が旧豆タク労組の解散反対の署名を集めるなど同組合の解散の無効を主張する動きがあり、また、上記和解成立後の昭和59年2月7日頃、旧豆タク労組名で「組合臨時大会開催案内」と題する文書を掲示して旧豆タク労組の存在を唱える動きがあった。更に、同年2月中旬頃にはB 7 兄弟、B 8、B 9 等が再び旧豆タク労組の解散無効の署名集めをした。

(7) このような旧豆タク労組の解散を無効と唱える動きをする者と分会員との間で、種々なトラブルが発生した。このトラブルに関して、昭和59年2月29日会社側より分会に話し合いたいとの申入れがあり、愛自交は、執行委員A 2、豆タクシー分会長A 3（以下「A 3 分会長」という。）が、B 1 社長、会社運転部長B 10（以下「B 10 部長」という。）と相会し、席上会社側よりトラブルのないように出来んかという申入れがあった。

4 新労組の結成と労使関係

(1) 上記のような動きの中で、上記会社の申出があつて間もない昭和59年3月5日乗務員70数名が新労組を結成した。

(2) 就業規則の改正と新労組との労働協約の締結

賞与支給日は、就業規則により、従前乗務員全員につき、3月、7月、11月と定められていたが、その支給日を4月、8月、12月に変更するため、昭和59年5月9日就業規則の改正がなされたが、会社は、就業規則の改正の必要上、同年5月8日新労組の意見を付して、岐阜労働基準監督署に届け出、同月9日届出済みにより、賞与支給日を4月、8月、12月と改定した。このとき、新労組の付した意見は、「改正には全面的に異議があるが、会社とは協約を締結してそれによって運営していく。」というものであった。

(3) その後、2回の団体交渉を経て、昭和59年6月7日に会社は新労組と次のような労働協約を締結した。

即ち、同協約第2条は「新労組を唯一の相手方と認め他の団体との交渉は一切行わない。」と規定し、また同第3条は「会社の乗務員はこの組合の組合員でなければならない。」、同第22条は「新労組より除名された場合は解雇する。」とのユニオン・ショップ条項を設け、更に同第4条は「会社は乗務員を解雇しようとするときは、新労組に氏名、年齢、住所等を通告し、新労組と協議のうえ決定する。」とし、同第5条では「会社は、採用時に組合の違い等を教え、本人の意思で組合に加入させる。」とし、同第17条では「乗務員の雇用に際しては、(新労組の) 現・元組合の関係者(家族 親族)を優先する。」としている。

(4) 賞与支給日について

上記のように、賞与支給日を就業規則で4月、8月、12月と変更したが、新労組とは昭和59年6月7日同組合の要求により労働協約を締結し、同協約で3月、7月、12月と変更した。

(5) 昭和59年6月26日新労組は、「告示」と題する文書で新労組員の賞与は従来通り3月、7月と変わらず11月のみが12月5日となった旨掲示板に掲示した。

5 愛自交の84年(昭和59年)春闘と賃金増額等統一要求並びに分会の賃金体系変更要求

(1) 愛自交は、その分会のある企業(当時13企業)との間で統一交渉を行っており、84年春闘として昭和59年3月17日付けで賃金増額改訂等10項目の統一要求を行うと共に、統

一交渉の申入れをした。

統一交渉は、4月4日、4月14日、4月20日の3回にわたって行われたが、会社は、4月4日の第1回団体交渉にB10部長が個人の資格で出席したのみで、その後は賃金体系が異なるとの理由で参加しなかった。

- (2) 分会は、もともと会社の現行の利益配分方式という賃金体系に不満をもっていたことから発足したいきさつもあって、上記統一要求としての84年春闘継続中にも、分会は別にこの現行体系を廃止して、タクシー業界で通常行われていると考えられる賃金体系に変更するよう要求して、昭和59年4月7日頃賃金体系変更等を議題とする団体交渉を行い、愛自交傘下の、中川、朝日、番流分会等で採用している賃金体系を業界通常の賃金体系と考えてこれを提出し、その検討を要請した。

同年4月24日会社は、3月17日付けの愛自交の統一要求については、会社の給与支払方式に合っていないので要求に応じられない。また前回4月7日頃の団体交渉の場で提示された愛自交傘下分会の給与方式については、現在検討中であると回答した。

- (3) 更に昭和59年6月4日の団体交渉において、愛自交（分会）は、愛自交華陽分会の賃金表を会社に追加提出した。

同年6月13日にも賃金体系の変更等について団体交渉が行われたが、会社は、賃金体系について検討中であるが、従業員には愛自交組合員以外の者もあり これらの者は現行の体系を望んでいること、また直ちに同業他社のような賃金体系に変更することは難しいと主張し、合意に達せず団体交渉は決裂した。

- (4) そこで、昭和59年6月18日愛自交は、会社を相手方として、当委員会に対し、賃金体系の変更その他後記固定経営費、事故負担金の増額問題についてあっせん申請をした（岐労委昭和59年（調整）第4号事件）。

同年6月26日あっせんが行われたが、賃金体系の変更の問題については、愛自交は会社と話し合いを継続していくこと、一方会社はこれを検討していくことで双方が了解した。

（その他固定経営費、事故負担金についての申立て部分についての結果は、後記「6(4)」の如くあっせん打切りとなる。）

6 固定経営費並びに事故負担金の増額問題

- (1) 上記のような経過の中で、会社は、分会に対し昭和59年5月15日付けでそれぞれ増額要求する計数上の根拠を示して、同年5月分より固定経営費を一人月額13,619円、事故負担金一人月額3,500円、合計17,119円を増額することを要求した。翌5月16日付けで乗務員全員に同様増額する旨通達を發した。

- (2) 愛自交は、昭和59年6月4日この増額問題について団体交渉を行い、この問題はかねて愛自交が提案しているように賃金体系の変更があれば当然解決する問題である。従って、まず賃金体系の変更を議題とすることを主張したのに対し、会社側は、会社の経営維持のため、この値上げは焦眉の急であり、また涉外会計は58年度で500万円の赤字が出ており、事故負担金の値上げが必要である。賃金体系の変更は複雑な問題であり、この値上げの決定後賃金問題を話し合う。この値上問題は、愛自交との合意がなくとも6月分賃金から実施すると主張し、団体交渉は決裂した。

- (3) 昭和59年6月15日愛自交執行委員長A4は、会社に対し、固定経営費及び事故負担金増額合計17,119円の控除について、会社は6月分賃金より一方的に実施すると言明して

いるが、「私共は合意に達しない限り、控除することは絶対に認めることは出来ません。」との書留内容証明郵便を発送した。

(4) なお、前記「5(4)」に記載の如く、昭和59年6月18日当委員会へ賃金体系の変更と固定経営費及び事故負担金の増額問題についてのあっせん申請につき、前記6月26日あっせんの際、固定経営費の増額問題については、未だ労使交渉による争点が整理されていないため、7月賞与期までに自主的に団体交渉を行い解決するようあっせん員から助言があり、上記あっせん事件は打ち切られた。

(5) 一方、新労組は、会社の上記5月16日付け通達による固定経営費及び事故負担金の増額要求に対し、会社と団体交渉を重ね、6月26日次のような同意がなされた。

即ち、この問題に関する最終合意が成立するまで、会社の方針通り5月分から固定経営費1カ月13,600円、事故負担金3,500円各増額する。但し、増額分の内4,000円を越える部分(13,100円)は、最終合意成立までの間、別途会社が新労組員に貸付ける。この貸付金は最終合意成立時に一括精算する。

この合意により、新労組員は、暫定措置として1カ月4,000円を差し引くこととなった。

(6) 昭和59年6月28日、6月分賃金支給日には、会社は、常の如く給料明細書のほか収支計算明細書を交付し、その収支計算明細書において、分会員に対しては預り金名目で5月分及び6月分の計34,200円を差引計算し、新労組員には同様な名目で同上2カ月分8,000円を差引計算して交付した。

(7) 愛自交は、新労組と会社との間で固定経営費及び事故負担金について上記のような合意がなされていることを知り、愛自交は新労組と同様な暫定協定ならば受け入れることとし、そのため会社と団体交渉の必要を感じ、昭和59年7月5日団体交渉の申入れをした。

これに対し、会社は団体交渉期日を7月9日11時から13時30分頃までと回答した。ところが、当日B1社長は東京から11時20分頃岐阜羽島駅に帰着し、直接自宅へ帰った。当日は、上記会社回答より13時30分頃までと時間が限られていることと、愛自交もその予定で14時から別の予定をしていたために、やむなく日程を変更し、会社と折衝の上7月11日と決定した。

7月11日の団体交渉において、愛自交は新労組同様暫定的に1カ月4,000円差し引くことには合意すると申し入れたが、B1社長は今日決定しても、もう日程がないので物理的に間に合わない。従って、7月の賞与計算において新労組員は1カ月4,000円、分会員からは1カ月17,100円差し引くと言明し、団体交渉は決裂した。

(8) 昭和59年7月16日支給(15日は日曜日)の賞与において、分会員に対しては上記収支計算明細書記載のとおり「預り金」項目で、同年5月分及び6月分として各自の運輸収入から34,200円(17,100円の2カ月分)を差し引き、新労組員に対しては同様な名目で8,000円(4,000円の2カ月分)を差し引き支給した。

(9) そのため分会員43名は、昭和59年7月21日岐阜地方裁判所に新労組員との上記差額分一人当たり26,200円の支払いを求めるなどの仮処分申請をした(岐阜地方裁判所昭和59年(㊄)第305号)。

同年9月26日の第1回弁論期日において、同裁判所より、第2回期日を同年10月15日として、その日までに2回以上団体交渉を行い、自主解決するようとの和解勧告がなさ

れた。

(10) 上記裁判所の和解勧告に基づく団体交渉

(イ) 昭和59年10月12日第1回団体交渉を行った。会社は、新労組との関係もあるので、新労組と話し合いの後、愛自交とも決めたい、賃金体系の変更については、12月に会社が提案すると主張した。

(ロ) 昭和59年10月13日に会社専務取締役B11（以下「B11専務」という。）から、次回団体交渉を15日13時より行いたいと連絡があったが、愛自交は、「当日は15時から地裁があり、形式的な団体交渉では応じられない。」と拒否した。

(ハ) 昭和59年10月17日新労組は、固定経営費の増額を8,000円で妥結し、これを発表した。そこで愛自交は、同月19日の裁判所の和解期日において、上記8,000円を少しでも安くしようと主張したが、会社側は8,000円を絶対まけないというので、その日の和解は決裂した。

(11) 昭和59年10月28日の給料支給日において、会社は、新労組員は固定経営費8,000円、事故負担金は未解決、分会員は固定経営費、事故負担金合計17,100円を差し引くとする収支計算明細書を交付し、今後もこの差額のある差引計算を続ける態度をとった。

(12) 昭和59年10月31日更に団体交渉を行い、その席上愛自交は、会社の従前の愛自交に対する交渉態度に誠意がみられないので、愛自交は、①リース制度を廃止し、正常な賃金にすること、②差別待遇を即時中止すること ③年末一時金（賞与）を11月15日に支給することなどを要求するとともに、同年12月12日頃ストライキを行う。また、それに先立ち11月6日から宣伝車による宣伝活動を行う旨通告した。

(13) ところが、昭和59年11月5日夕方会社から愛自交に対して「和解したいので6日からの宣伝カーは中止してもらいたい。」と電話連絡があり、愛自交は「文書協定が出来れば了解する。」旨回答したところ、同日21時頃会社から「協定書」と題する書面が提出され、以下のような協定が成立した。

① 差別された金額一人当たり26,200円、43名分については昭和59年11月15日全額一括して愛自交本部に支払う。

② 愛自交が要求している新賃金体系については、愛自交の意向を尊重して12月中旬までに会社が提案し、誠意をもって話し合う。

③ 固定経営費の値上げ額については8,000円とし、新賃金決定までの暫定とする。ただし、昭和59年5月分より実施する。

上記の如く、固定経営費の差別問題は一応妥結し、また、同日会社は、愛自交と「今後差別は一切行わない。会社及び愛自交は正常な労使関係の確立のため努力する。」という内容の覚書を取り交わした。

(14) 昭和59年12月5日愛自交は、会社が上記差額の差別を是正したことを確認して岐阜地方裁判所への仮処分申請（昭和59年(ワ)第305号）を取り下げた。

7 賞与支給期日の変更と労使関係

(1) 賞与支給期日は、前記「2(4)賞与支給時期」の項でみたように、毎年3、7、11月の各月の15日であった。

ところが、会社は、前記「3(5)」記載の昭和59年1月27日愛自交と事故負担金等を議題とする団体交渉の際、更に賞与支給日を各1カ月宛遅らせ、第1回を4月15日（運輸

収入対象月は、前年12月、当年1月、2月、3月)、第2回を8月15日同(同対象月は、当年4月、5月、6月、7月)、第3回を12月15日(同対象月は、当年8月、9月、10月、11月)と変更したい旨提案した。

同年4月7日の団体交渉において、会社は分会に対し、上記のような賞与支給日の変更を含む就業規則の改正案を提示してその検討を求めた。これに対し分会より回答がないまま同年5月8日会社は、上記改正案について新労組より意見を聴取し、同組合の意見を付して翌9日岐阜労働基準監督署に就業規則変更届を提出し、受理された。これによって、就業規則中の賃金規程第17条(賞与)の規定を改正し、賞与の支給期日を4月、8月、12月とした。

会社は、この届出に際し、新労組の意見を聴いたのであるが、新労組の意見は、「改正には全面的に異議があるが、会社とは協約を締結してそれによって運営していく。」というものであった。

(2) 会社は、改正就業規則の内容を周知徹底させるために説明会を開催したが、分会員は数名出席したのみで、ほとんどの者は欠席した。そこで会社はその徹底をはかるため昭和59年10月31日及び同年11月13日の団体交渉の時変更した賞与支給日の確認を求めた。

(3) そこで愛自交は会社の申出に対し上記の11月13日の団体交渉の際、上記賞与支給日の変更に対して同意した。また、同日経過措置として会社と愛自交は次のような特約を締結した。その結果

① 初めて迎える支給日は、昭和59年12月15日となるべきところ12月5日とし、その運輸収入の対象月は、7月、8月、9月、10月とする。

② 昭和60年4月の運輸収入の対象月は、その年に限り前年11月、12月、当年1月、2月、3月の5カ月分とする。

8 賞与支給期日について新労組との差異に対する愛自交の折衝

(1) 昭和60年3月初頃、新労組員には3月15日賞与が支給されることを察していたA3分会長は、同年3月6日、8日、10日と会社に対して新労組に対する支給日はいつかと経理担当のB11専務に問いただしたところ、同専務は、「新労組に対しても4月15日に支給したい。」とのみ回答を重ねてきた。

ところが、3月12日に至り、同専務は、A3分会長に「誠に申し訳ない。新労組員には3月15日に支給することになった。愛自交とも団体交渉をしたい。」と言った。そのため、A3分会長は、即座に口頭で、「分会員に対しても賞与を3月15日に支給せよ。」と要求し、かつ、その団体交渉の申入れを文書で行うと述べた。翌3月13日、3月12日付けの「申し入れ」と題する文書をもって、新労組員と同様、分会員にも3月15日に賞与を支給するよう申し入れ、この申入れが受諾されない場合は、不当労働行為として争う旨付記し、更に同日付け文書をもって、①議題「利益配分支給日について」②日時 3月14日 ③場所 会社事務所 とする団体交渉の申入れをした。

この席上、B11専務は、「新労組とは、3月15日に賞与を支払う協定を締結している。それで愛自交とも団体交渉したけれども、今日明日中は無理だ。後刻回答する。」と言い、同日18時頃、「3月27日に団体交渉をする。」と回答した。

(2) 昭和60年3月27日の団体交渉には、会社側はB10部長と会社部長B12(以下「B12部長」という。)が出席したが、二人は、「今日は、B1社長は結婚式、B11専務は銀行回

りで出られない。私共は今日は何の権限もないので聞きおこなうだけだ。」と言い、事実上団体交渉は行われなかった。

9 賞与の支給

(1) 新労組員に対し、前記「4(3)」の協約により昭和60年3月15日、その対象月を前年11月、12月、当年1月、2月として賞与が支給された。

分会員に対しては、本件申立日（昭和60年4月2日）に至っても賞与は支給されていない。

(2) 賞与支給の現状

(イ) 本件申立後昭和60年4月15日、分会員に対して、前記昭和59年11月13日の特約に基づき、前年11月、12月、当年1月、2月、3月の5カ月分を対象月とする賞与が支給された。

(ロ) なお、会社は、昭和60年7月10日就業規則のうち賃金規定の一部（賞与規定）を改正し、賞与の支給期日を3月15日、7月15日、12月5日とした。これに基づいて会社は、乗務員全員に対し7月15日賞与を支給する旨通達した。

(ハ) 従ってその後上記就業規則の改正により、乗務員全員一律に昭和60年7月15日、同年12月5日、昭和61年3月15日、同年7月15日と賞与は支給されている。

第2 判断

1 賞与制度について

賞与支給の規程によると前記「第1 2」で認定したように、各乗務員の運輸収入（水揚）から②給料以下に定められた5項目の諸経費を差引計算し、差益のあった場合、これを各自の賞与の原資としてそれぞれ年3回、4カ月ごとの支給日に支給する。

上記差引計算の結果がマイナス（赤字）になった場合、賞与の支給がないのみならず、マイナス分は最終的には、その乗務員の債務となり、当該乗務員並びにその保証人が連帯して支払うべき旨が約定されている。

原資がマイナスになる場合は、甚だしく通常勤務に達しない場合に生ずるであろう。

一般賞与制度からみて、そのような勤務不良の者に賞与が支給されない場合のあることは首肯し得るものである。然しながら、賞与制度から発生した赤字分が、乗務員（労働者）の会社に対する支払債務となるということは、通常の意味での賞与制度とは言い難い。

今日我国における賞与は、労働者が使用者に対して行った労働給付に対して、使用者の労働者に対する反対給付としての性格を有するものとせられ、そのため労働基準法上の賃金に該当すると言われている。「賃金の発生」は雇用契約に基づくものである。雇用契約において労働者の提供するものは労務そのものであり、それ以上に支払債務を負担することはあり得ないからである。

愛自交も会社もこのことを承知しており、会社のこのような賞与制度を愛自交は申立書中において「リース制」（利益配分方式）と言い、会社も利益配分制度上の精算と称している。

従って、会社と乗務員の関係は、(イ) 会社が乗務員の勤務（労務の提供）に対し、基本給並びに基準外賃金として各種手当を毎月一定期日（毎月28日）に支払っている点を見れば雇用関係にあるが、(ロ) 本件賞与制度を見れば、乗務員は会社に対して単純な雇用従属関係にはなく、それぞれ会社と相対し、乗務員各自（或いはその所属する各組合を通じて）

が、会社の自動車、燃料等を使用して各自自己の計算において業務を遂行しているもので、その限りにおいて本件賞与と称するものは、乗務員各自が会社と単なる雇用関係より広い労働契約関係により毎月の差益（差損）を計上し、差益のある場合は年3回4カ月ごとに累計して賞与として会社より支給される。（差損の取扱は前記「第1 2(3)」認定のとおりである。）従ってこの4カ月ごとの支給日は、実質は、会社との水揚の精算期日と言うべきである

会社の事務上の取扱を見ると その計算結果は、「収支計算明細書」として「給料明細書」の外に作成され、これら二つの明細書が共に給料支給日に同じ袋に入れて各乗務員に知らされる。

2 会社と愛自交（分会）結成並びに新労組結成

(1) 愛自交（分会）の主張

分会は、昭和58年12月3日愛自交加入により同時に分会を結成した。分会は、会社の採用する「リース制」（利益配分方式）に対する反対を公然と掲げる労働組合の確立を目的として結成されたものである。

そのため会社は、愛自交（分会）をその結成当初から嫌悪し、その存在を否定し、反愛自交組織の結成を社長自ら先頭に立って推進した。昭和59年3月5日新労組が結成されたが、これは会社の肝入りで出来たもので、新労組はもともと分会を破壊し、全社的に唯一の会社と友好的組合を復活させようとの意図の下に、会社と新労組の幹部となった一部従業員の共謀によって出来たものである。

(2) これに対し会社は、分会が昭和58年12月3日頃愛自交に加入して分会が発足したこと、また新労組が昭和59年3月5日頃結成されたことは認め他はすべて否認する。

(3) 判 断

愛自交主張のうち、新労組が社長の肝入りで結成されたこと、新労組が分会を破壊することを目的として、会社と新労組の幹部の一部従業員とが共謀して結成されたとの事実は、これを認めるに足る証拠はない。

然しながら、新労組の結成に会社は好意的であって会社と友好的な労使関係を作り上げようとしていたことは、前記「第1 4(3)」認定のとおり、昭和59年6月7日新労組に対し簡単に特別の地位とみられるユニオン・ショップ協定、唯一交渉団体協定などを結んでいることから窺うことが出来る。

その他の愛自交（分会）の主張は、ほぼこれを認めることが出来る。

即ち前記「第1 3」において認定した如く、分会は、会社の「リース制」（利益配分方式）に反対する者が旧豆タク労組から脱退して愛自交に加入し分会を結成したこと、結成とともに愛自交（分会）が団体交渉の申入れをしたのに対し、会社は分会は正規の組合でないとの理由でこれを拒否したこと、並びにB1社長の指導の下に一部乗組員がなお旧豆タク労組の存在を唱え、解散反対の署名集めをしたことなどを見れば、会社は、分会の結成当初これを嫌悪して分会の存在を否定したと見るのが相当である。

3 賞与支給日の差異について

(1) 愛自交（分会）の主張

(イ) 会社の年3回賞与の支給日は、従前全乗務員に対し、毎年3月、7月、11月の各15日であった。ところが、会社は就業規則を改正してこれを4月、8月、12月の各15日

とした。

然るに、昭和59年6月7日新労組の要求により、同労組（組合員）に対してのみ、これを更に改正して旧来のように3月、7月の各15日、12月5日（従前11月15日）とする労働協約を締結した。

会社が新労組の要求を認めた意図は、新労組の要求の強さに押されたのではなく（事実新労組は、労働協約締結交渉に際して争議行為の通告等は一切していない。）新労組と分会を差別し、新労組には特別の地位と利益を認め、愛自交には逆に同組合を認めず、まともに交渉相手とせず、分会加入組合員を不利益取扱することによって、分会を破壊し、職場から放逐する意図と目的があったからに他ならない。

(ロ) 会社は、分会に対し昭和59年11月13日の団体交渉において、賞与支給日を全社的に4月、8月、12月としたい旨提案し愛自交も全社的なならやむを得ないとしてこれに同意した。ところが、後に判明したところによると、会社と新労組とが、同年6月7日既に賞与支給日をこれより1カ月早くすることを決めた労働協約を締結していたのである。すると会社は既にこの時点（昭和59年6月7日）から、新労組には昭和60年第1回賞与支給日を3月15日と企図していたと言うべきである。

すると、上記11月13日団体交渉の際の、会社が全社的に4月、8月、12月としたいと言ったのは、愛自交（分会）に嘘のことを言ったことになる。

仮に、百歩譲って、この時点で翌年3月の差別支給が確定的でなかったにしても、新労組への支給が3月になるかもしれないことを事前に愛自交に通告すべきである。

(ハ) 更に、同様に昭和60年3月6日、8日、10日と3回にわたってA3分会長らが、新労組には3月15日に賞与を支給するのではないかと事実確認に出向いたときも、B11専務は「新労組も4月に支給したい。」等と虚偽若しくは不正確なことしか告げなかった。また、B11専務と新労組との折衝は、3月9日までであったので、会社に誠意があれば3月10日にはその旨回答すべきであり、その時点で回答を得ていたならば、愛自交は3月15日支給のために団体交渉をすべき時間的余裕があった筈であるが、このことについて団体交渉する間もないような3月12日になってはじめて、新労組には3月15日に賞与を支給するとの回答をした。

この会社の態度は、愛自交に対する嫌悪、不当労働行為意思なしには、到底理解し得ないものである。

(2) 会社の主張

(イ) 昭和59年5月9日会社は就業規則を改正した。その内容を周知させるための説明会を開催したが、分会員は全員欠席しており、その徹底を図るため、同年10月30日及び同年11月13日の団体交渉時に賞与支給時期の確認のためと申し添え、愛自交（分会）の同意を得ている。

(ロ) 昭和59年6月7日、新労協約を締結したが、同組合は、労働協約締結に関する告示を同年6月26日付けで社内掲示板で掲示し、同時に同組合員の賞与支払時期は、3月15日、7月15日については変更しない旨協定したと明記しており、従ってその事実は乗務員が知っていた。

(ハ) その他

① 就業規則の改正により賞与支給日を変更したのは、会社の対税処理、例えば従業

員の源泉徴収事務など年末調整の必要があり、また、かねてより愛自交（分会）も年末調整を年内としたいとの意向もあって、12月を1年最後の支給期日とすることが便利であり、かつ適切と考えていたもので、就業規則を改正して従前の期日より1カ月遅らせることとし、4月、8月、12月と変更したものである。

この改正は、昭和59年1月27日（新労組が出来る以前）の団体交渉の席で既に提案している。

- ② 新労組との労働協約でこれを旧にもどしたのは、就業規則改正のため 新労組の意見を付して岐阜労働基準監督署に届出したのであるが、その際新労組の付した意見は、「就業規則の改正には反対である。今後は、会社と労働協約を締結してやっていく。」というものであって、そのため新労組より労働協約の締結をせまられ、やむなく従前と同様3月、7月、12月5日（従前11月15日であった。）とする協約を締結した。

支配介入の事実はもともと存在しない。

(3) 判 断

- (イ) 会社は、かねて対税関係など経理処理上の便宜から、賞与支給日を従前より1カ月遅らせて、4月、8月、12月と変更しようと考えていたので、昭和59年1月27日の団体交渉の際にその旨提案したこと、勿論その頃は、新労組は結成されていなかったこと、賞与支給日変更のため、同年5月8日就業規則の改正手続きをとり、同月9日に改正したこと、ところが同年6月7日新労組のみと賞与支給日をほぼ従来通りの3月、7月、12月5日（従来11月15日）とする労働協約を締結したことが認められる。

- (ロ) 新労組のみと再度このように賞与支給日を変更したことについて会社は、手続上の必要から新労組の意見を付して所轄労働基準監督署に届出をしたのであるが、その際新労組の付した意見に「改正には異議があるが、後日会社とは労働協約を締結してやっていく。」という条件があり、その条件のため労働協約の締結をせまられ、やむなく旧来の支給日と同様に変更する労働協約を締結したと主張する。

然しながら、この点について、新労組と会社が格別な団体交渉或いは新労組からスト通告などによる強い要求があったとは見られず、簡単に2回の団体交渉でこれを認めている。

またこの協約において、新労組に特別な地位を認める次のような特約を結んでいる。

- ① 唯一の団体交渉団体とする。

- ② 新労組に有利なユニオン・ショップ協定（前記「第1 4(3)」認定のとおり）

以上の点から見れば、新労組の要求でやむなく賞与支給日を変更する労働協約を締結したとの主張は、肯認しがたい。むしろ、新労組に友好的であった会社が、新労組の申入れを簡単に受入れ、このような特別の地位とともに賞与支給日を1カ月早くすることを認めたものと認められる。

- (ハ) 昭和59年11月13日の団体交渉において、愛自交（分会）は、会社が賞与支給日を全社的に4月、8月、12月としたい旨提案したのでこれに同意したが、会社は、既に同年6月7日の時点で新労組へは3月支給を決めていたのであり、分会に嘘のことを言ったことになる、少なくとも新労組への支給は3月になるかもしれないことを事前に通告すべきであるとの点について、会社が分会に対して全社的に変更したいと言った

とする証拠はない。前記「第1 4(5)」で認定したとおり、新労組は同年6月26日付け「告示」と題する文書で、賞与は従来通り3月、7月と変わらず、11月のみが12月5日となった旨掲示板（掲示場所は、分会も新労組も同一場所に並んでいる）に掲示していること、また賞与支給日の如きは、乗務員間でお互い深い関心のあるのが常であるから、その話は、お互い話合っただけ乗務員間では皆承知していたと考えられる。会社も同様の考えであったと見られる。B11専務自身も、3月15日新労組へ支給されることは社内公知の事実であると主張している。特に愛自交主張のように嘘を言っていたとは考えられない。

(ニ) 昭和60年3月6日、8日、10日A3分会長らがB11専務に新労組の賞与支給期日のことについての問い合わせたことに対するB11専務の回答並びに3月12日のB11専務の発言、それに3月13日に至り愛自交は分会員に対して3月15日に賞与を支給するよう申入れをするに至った一連の経過は、前記「第1 8(1)」で認定したとおりである。

A3分会長らが、新労組員へは3月15日支給するのでないかと問うたのに対し、B11専務が新労組も4月15日にしたいとの返事は、問に対する答としては一見適切を欠くものの様である。

然し上記問い合わせの頃は、上記「(ハ)」において判断したように、新労組への支給は3月15日であることを皆が承知しているとの考えからのB11専務の答である。

この答からA3分会長らは、新労組への支給日は現在のところ3月15日であること、然し会社は新労組も他の者と同様、4月15日に改めたいとして折衝しているというように理解したものであろう。そのためA3分会長らはB11専務に、会社と新労組との折衝の結果がどうなったかと、3回にわたって確認に行ったものと推認出来る。

新労組とB11専務との団体交渉が3月9日までであったとの事実を確認すべき証拠はないが、仮にそうであったとしても団体交渉のことであるので、尚一兩日の経過を見守って、その結果12日に至り、団体交渉不成立の旨を愛自交（分会）に明確に伝えたとしても、この経過から見れば、A3分会長の度重なる事実確認に対し、敢えて虚偽若しくは不正確な事実を申し向けたとは認め難い。

(ホ) 愛自交は、この賞与支給日の差異をもって、支配介入及び不利益取扱と主張する。賞与支給日に差異のあることは明らかである。

一つの企業内に二つ以上の組合がある場合、会社が各組合と各個別に協約を締結しても支障はないし、またその契約内容において、例えば賞与の支給日などにおいて多少のズレがあっても、その支給額の算定方法（従って支結額）などの条件に差別した事実がなく、不利益取扱をするとの 図が認められない場合は支配介入とはならない。

会社の賞与支給の条件を見れば、まず、賞与支給のための原資を、各月の水揚から一定の経費（就業規則に定められている）を差し引いたものとしている。これは客観的に算出されるもので、その限りにおいて取扱上は公平で、支給額について不利益に差別する意図の介入する余地がない。

また、後に不利益取扱のところで見ると、本件賞与支給日の早い遅いの差異によって不利益取扱とはならないものである。

すると本件賞与支給日の差異をもって支配介入とする愛自交の主張は採用し得ない。よって棄却する。

4 分会員らの受けた不利益について

(1) 愛自交（分会）の主張

本件不当労働行為によってA5ら分会員7名は、新労組より1カ月遅れて賞与を昭和60年4月15日まで受領することが出来なかった。

即ち新労組には、同年3月15日に前年11月、12月、当年1月、2月の各精算金が賞与として支払われたのに対し、分会員には同年4月15日に前年11月、12月、当年1月、2月、3月の各精算金が賞与として支払われたのであって、前年11月、12月、当年1月、2月計4カ月分の賞与相当金の支払が、新労組に比較して1カ月遅延したのである。その経済上の不利益取扱は、別表記載のとおりである。

賃金のみで生活する労働者にとって、賞与の支給時期が遅延することは、重大かつ深刻な問題であり、それだけに愛自交の団結権に対する侵害も極めて大きいのである。

(2) 会社の主張

新労組に対しては、昭和59年6月7日締結した労働協約に基づき、昭和60年3月15日に前年11月、12月、当年1月、2月の4カ月分を支給し、分会員、豆タク労組員及び未組織乗務員に対しては、就業規則及び昭和59年11月13日の団体交渉の際の特約に基づき、昭和60年4月15日に前年11月、12月、当年1月、2月、3月の5カ月分を支給した。

ところで新労組員が3月15日支給された運輸収入対象月は、上記のとおり4カ月分であり、分会員のそれは5カ月分である。従って3月分の水揚に着眼すれば、分会員が新労組員より3カ月早く支給されたことになる。このように特定月を比較してその支給日の早い遅いをもって利益、不利益を主張することは適切でない。

(3) 判断

前記「第1 9」で認定したとおり、昭和60年第1回目の賞与支給日は、分会員は4月15日、新労組員は3月15日であった。

この時点のみに着眼すれば、分会員は1カ月の遅れにより法定利率相当（他に計算方法がなく、一応合理的な計算方法である。）の経済的不利益を被ったと考え得る。

ところで本件賞与と称するものは、前記「1 賞与制度について」で判断したとおり、本件賞与は通常言われる賞与と異なり、乗務員各自が自己の計算においてその業務を行い、賞与支給期日にそれぞれの水揚と所定の経費との差額を計算して、それぞれの差益（差損）を各自精算すべきものである。従って、支給期日に差があっても差しつかえないものである。

分会員が4月15日に支給されたのは、昭和59年11月13日の団体交渉において合意したもの（前記「第1 7(3)」認定のとおり）であり、新労組員が3月15日に支給されたのは、同年6月7日に締結した労働協約によるものである。

もともと1年の水揚を年3回に分けて全乗務員に対し客観的に規定された一定の算式により精算した差益を賞与とするもので、1年を通じて見れば何ら差異はないものである。然るに愛自交（分会）は、1年のうちの特定の支給日（例えば3月と4月）のみに着眼し、これを比較してその早い遅いをもって利益、不利益を論ずるものである。

会社が主張するように、逆に3月の水揚精算に着眼して比較すれば、愛自交は4月15日にこれを精算して支給されるが、新労組は7月15日に精算支給されることになり、分会の方が3カ月早く支給されることになる。従って、特定月を比較して本件賞与制度下

において、その早い遅いをもって利益、不利益を論ずることは、意味がない。

従って、A 5 分会員以下 7 名に対する 4 月分の賞与支給をもって不利益取扱としてのその救済を求める主張は容認することが出来ない。

よって棄却する。

以上、労働組合法第 27 条及び労働委員会規則第 43 条に基づき、主文のとおり命令する。

昭和 61 年 10 月 20 日

岐阜県地方労働委員会

会長 塚 本 義 明

(別表 略)